

## 第 4 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年4月25日 午後3時00分から4時50分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	欠席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

### 事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	佐 藤 章
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
  - 7番 田守 康浩 委員
  - 8番 石王 雅士 委員

### 5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第4号 音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 土地の現況証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 議事

(開会 午後 3 時 0 0 分)

議 長 ただ今から、令和 4 年第 4 回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は 18 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立して  
おります。

議事録署名委員は、7 番 田守康浩委員、8 番 石王委員を指名いたしますので、  
よろしく願いいたします。

報告第 1 号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告に  
ついて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第 1 号第 1 項から第 10 項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第 1 号を終了いたします。

次に、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」の件を議  
題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第 2 号第 1 項から第 5 項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第 2 号を終了いたします。

次に、議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に係る確認について」  
の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第 1 号第 1 項及び第 2 項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされ  
ておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第 1 項につきましては、後ほど、議案第 3 号において農地法第 3 条による賃  
借権等設定の許可申請が、第 2 項につきましては、議案第 8 号においてあっせんの申  
出がございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項及び第2項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項及び第2項については、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の件を議題といたします。第1項から第4項までについては関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局長 (議案第2号第1項から第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページ及び2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第2号第1項から第4項までの案件につきましては、現地調査が行われています。

松川委員から、調査報告をお願いいたします。

3 番 20日に農作業中の第1項から第4項の譲受人にお話を伺ってまいりました。今回、譲渡人は負債整理のため3条で土地を売買するというところでございます。

まず、第1項の譲受人につきましては土幌町の方ですが、親戚関係ということでありまして、道路を挟んで近隣の土地を耕作されているということでもあります。売買金額につきましては地域では高い金額となりますが、負債整理ということで考慮してあげたいとのことでこの金額で合意したということです。

続きまして、第2項から第4項の譲受人につきましては同じ農事組合でありますし、譲渡人の状況も理解されており、隣接地でもあるということで承諾をしたということでございます。こちらも売買金額が高めですけれども、問題はないと判断いたしました。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項から第4項までの件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項から第4項までについて、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第5項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第5項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第2号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
安田委員から調査報告をお願いいたします。

4 番 先日、譲渡人宅にお邪魔しまして話を伺ってまいりました。あわせて譲受人からも  
お話を伺っております。こちらの土地はお互いに親の代から貸借をしているという  
ところでありまして、当初、あっせんでの売買を検討しましたが、この度、3条にて売  
買ということでございます。売買金額につきましては若干高めではありますけれども、  
高値の土地を考慮して適正な価格であると思われます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第5項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい  
ですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第5項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

続きまして、議案第2号第6項の件を議題とします。事務局からの説明を求めま  
す。

事務局長 （議案第2号第6項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査  
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第2号第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。

19番 この案件につきましては、譲渡人と譲受人は親戚関係で、長い間借りて耕作してい  
たということでございます。今回は売買ということをお話をいただきまして現地を確  
認してまいりました。売買金額につきましては地域の平均的な相場であると考えてお  
ります。以上です。

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございま  
せんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第6項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第6項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4 番 先日、貸主宅にお邪魔してお話を伺っております。あわせて借主からもお話を伺っ  
ております。貸主が所有する畑の一部を借主が耕作するというので、大きく二枚の  
畑になっておりますが、小さいほうの区画の条件がよろしくないということでありま  
すので賃貸料につきましてこのような金額ということでございます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで  
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

続きまして、議案第3号第2項及び第3項については関連がありますので、一括し  
て議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項及び第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページ及び5ページの「農地  
法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断でき  
ると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第3号第2項及び第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
久保委員から調査報告をお願いいたします。

9 番 4月18日にお話を伺ってまいりました。第2項につきましては、議案のとおり経営移譲をされるということで、お父様から息子さんへの使用貸借でございます。第3項につきましては今までお父様が借りられていた土地を、息子さんへ借換えをすることでお話を伺ってまいりました。賃貸料につきましては、そのままの契約ということで伺いましたので問題はないと思われます。以上です。

議 長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項及び第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項及び第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第3号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。久保委員から調査報告をお願いいたします。

9 番 こちらの案件も4月18日に貸主にお話を伺ってまいりました。お孫さんに3条の賃貸契約をするということで、新規就農のためとなっております。野菜を中心に作られるというようにお話を伺ってまいりました。以上です。

議 長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について」の第

1項の件を議題といたします。第1項については、茂古沼美則委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。第1項を審議する前に、茂古沼美則委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第4号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

本件につきましては、農業後継者住宅を建設するために、575平方メートルを農用地区域内から除外及びマスタープランの変更をするための諮問です。

「調査票」につきましては、6ページから8ページです。

なお、この後、議案第5号において、本件に関する農地法第5条の規定によります転用許可申請についてご審議をいただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

茂古沼美則委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、議案第4号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

本件につきましては、電気通信事業法に基づく携帯電話の無線基地局を建設するために、農用地区域からの除外及びマスタープランの変更をするための諮問であります。

「調査書」につきましては、9ページから11ページとなっております。

申出者が、長流枝地域における携帯電話サービスのエリア拡大を図るため、電波伝搬路を遮断されない場所で、周辺住民に迷惑をかけるおそれの少ない場所であることなどを総合的に判断し、土地の一部を借用して設置することとしたものであります。

なお、電気通信事業法に基づく携帯電話無線基地局の建設については、農地転用許可は不要であることを申し添えます。以上です。

議 長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第2項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。第1項については、茂古沼美則委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。第1項を審議する前に、茂古沼美則委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
議案第5号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

本件につきましては、所有者の後継者であります、転用者が住宅を建設するものがあります。

申請地につきましては、別添「調査書」の12ページから15ページのとおりで、16ページから18ページの求積図のとおりで、合わせて575平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の12ページにあるとおり、第1種農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、「音更農業振興地域整備計画」のマスタープランで位置づけられることになる農業後継者住宅であり、現在の宅地内では建設できるスペースが手狭なため、現宅地に隣接して農地への影響が最小限である本計画地に建設するものであり、農地法施行規則第38条及び第39条の例外許可事由にあたると思われま

す。  
一般基準につきましては、「調査書」の13ページにあるとおり、資力・信用力については、事業費と同等の借入申込みの確認証明が金融機関から提出されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれがないと思われま

議 長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
茂古沼憲宏委員から調査報告をお願いいたします。

14番 3月7日に事務局とともに現地を確認してまいりました。転用者は所有者の長女のお婿さんで2年前より後継者として働いております。現在、帯広市より通勤しておりますが、地元の家を建てて営農を続けたいということでございます。申請された面積につきましては、必要最小限であると確認してまいりました。以上です。

議 長 茂古沼憲宏委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

茂古沼美則委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第6号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。

第1項については、土田委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。第1項を審議する前に、土田委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の19ページから22ページのとおりであります。利用状況は宅地及び山林となっております。以上です。

議 長 議案第6号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。白川委員から調査報告をお願いいたします。

18番 今月の21日に現地調査をまいりました。土地の所有者に立ち会っていただき、お話を伺っております。「調査書」22ページの白枠で囲まれた二箇所部分が今回の願出地ですけれども、まず、左側の土地は、元々、土場に使用されており叩きでありまして、そこを切りだして車庫を建てたというところで、昔から畑として使えない土地であったようでございます。もう一箇所、右側の土地は登記地目が畑とのことですが全く畑という印象ではなくて崖という状態で、畑として利用することは不可能であるというように見てまいりました。願出のとおりでやむを得ないというように判断いたしました。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。  
土田委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
続きまして、議案第6号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第2項朗読、説明)  
なお、願出地につきましては、「調査書」の23ページから25ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議長 議案第6号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
久保委員から調査報告をお願いいたします。

9番 この案件は議案第3号第2項に関連いたしまして、経営移譲するという事で、宅地周りを現状に合わせて測量をして整理するという事でございます。「調査書」の25ページを見ていただければわかりますように、防風林等と宅地として使われており畑ではない状況でありましたので、非農地であると判断してまいりました。以上です。

議長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。  
続きまして、議案第6号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第3項朗読、説明)  
なお、願出地につきましては、「調査書」の26ページから28ページのとおりで

あります。利用状況は、山林となっております。以上です。

議 長 議案第6号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
茂古沼憲宏委員から調査報告をお願いいたします。

14番 先日、土地の所有者のお宅にお邪魔してお話を伺ってまいりました。「調査書」の28ページに写っています三角の部分になります。今回、川で分断された土地の処分のため、先月、3条で売買した農地とともに法務局で所有権移転の手続きをしたところ、現況は山林ですが、登記地目が畑であったため、このままの地目では手続きできないため、現況証明を取って所有権移転をしたいということでございます。現地はほぼ山林となっておりますので、願出のとおりで非農地であると判断いたしました。以上です。

議 長 茂古沼憲宏委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第3項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の第1項の件を議題といたします。第1項については、飯尾委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。第1項を審議する前に、飯尾委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第7号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (議案第7号第1項朗読、説明)

議案第7号第1項につきましては、別添「調査書」29ページのとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号第1項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項について、決定いたします。  
飯尾委員入室のため、暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
続きまして、議案第7号第2項の件から第34項までの件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第7号第2項から第11項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

つきましては、第12項からご説明いたしますので、「議案書」22ページをご覧ください。

(議案第7号第12項から第34項朗読、説明)

議案第7号第2項から第34項までにつきましては、別添「調査書」29ページから40ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第7号第2項から第34項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第2項から第34項までについて、決定いたします。  
次に、議案第8号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第8号第1項から第5項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。  
本日、午後2時から農地調整部会が開催されており、議案第8号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、柳町仲地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、柏葉地区のBさん(48歳)、柏葉地区のCさんの後継者、Dさん(33歳)の2名を選定いたしました。

第2項、東栄北地区のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、柏葉地区のFさん(58歳)を選定いたしました。

第3項、中昭和地区のGさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、中昭和地区のHさん（44歳）、中昭和地区のIさんの（41歳）の2名を選定いたしました。

第4項、静岡県静岡市のJさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北進地区のKさん（58歳）を選定いたしました。

第5項、八千代地区のLさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、勲地区のMさんの後継者、Nさん（40歳）を選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第8号第1項から第5項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第8号第1項から第5項までについて、報告のとおり決定いたします。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　以上で議案は全て終了しました。

　　以上をもちまして、令和4年第4回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後4時50分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和4年4月25日

議長 　石川清光